

平成30年度 社会福祉法人 北海道社会福祉事業団 職員登用試験（第1期）実施要領

社会福祉法人 北海道社会福祉事業団
〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11番地
TEL (011) 271-5531 FAX (011) 271-5539
E-mail info@dofukuji.or.jp

1 はじめに

北海道社会福祉事業団は、道立社会福祉施設の管理運営を目的に、昭和43年3月に設立された社会福祉法人です。その後、平成17年度まで道立及び伊達市立の社会福祉施設の管理運営の委託を受けて行ってまいりましたが、平成18年4月に北海道及び伊達市から施設の譲渡を受け、「太陽の園」、「福祉村」、「白糠学園」、「もなみ学園」、「だて地域生活支援センター」の5施設の運営を行ってきました。

平成22年4月から、札幌市の指定管理者として運営している札幌市立の「第二かしわ学園」と「あかしあ学園」については、平成30年4月から3期目の指定管理者として運営を行っています。

また、平成22年10月には札幌市東区に「さっぽろ地域生活支援センター」を、平成23年4月からは中標津町に「なかしべつ地域生活支援センター」を、平成27年4月からは釧路町に「くしろ地域生活支援センター」を、平成28年11月からは苫小牧市に「とまこまい地域福祉支援センター」それぞれ開設し、その地域で生活する障がい児（者）の福祉ニーズに応えるため、生活介護事業、共同生活援助事業や児童発達支援事業などの障がい福祉サービス事業を行っています。

さらに、平成28年度から矯正施設を退所した障がい者や高齢者が再び犯罪に手を染めないよう、福祉施設等に橋渡しをする地域生活定着支援事業を北海道から受託し、札幌市と釧路町の2箇所に地域生活定着支援センターを開設しました。

2 北海道社会福祉事業団が運営する施設の概要

(1) 『太陽の園』 所在地：伊達市幌美内町36番地58

知的障がい者総合援護施設のモデル施設として、昭和43年に全国に先駆けて設立され、知的障がいのある成人や児童に対して、施設で日常生活への支援を行うとともに、地域生活への移行を目指して様々な実践を進めています。

また、太陽の園の発達診療相談室では、地域の子どもの発達の評価・療育活動・障がい児リハビリテーションを実施しています。

さらに、平成24年2月からは、それまでの敷地内に分散していた施設を集約した建物として改築を行い新しい建物で運営しています。

(施設と事業の内容)

施設及び事業	定員	備考
福祉型障がい児入所施設「ひまわり」	30名	
障がい者支援施設「きぼう」	80名	
障がい者支援施設「あおば」	60名	
生活介護（3事業所）	140名	ハーモニー、あつまーる、きぼうの3事業所
短期入所	12名	併設・空床型
障がい児通所支援（2事業所）	30名	伊達市、登別市の2事業所

(2) 『福祉村』 所在地：岩見沢市栗沢町最上350番地1

脳性まひ等の重度身体障がい者が安心して生きがいをもって生活できる「村づくり」をめざして、昭和54年に設立され、利用者一人ひとりの適性や能力にあった生活の場や作業を確保しながら様々な支援を行っています。

また、近隣の地域で生活する障がい児（者）への支援などの取り組みを進め、平成26年7月から、岩見沢市内で障がい児通所支援事業を行っています。

(施設と事業の内容)

施設及び事業	定員	備 考
障がい者支援施設「更生」	80名	岩見沢市2事業所
障がい者支援施設「授産」	80名	
障がい者支援施設「療護」	80名	
生活介護	30名	
障がい児通所支援	20名	
福祉ホーム	10名	
地域活動支援センター	10名	
短期入所	2名	併設型
日中一時支援	5名	

(3) 『白糠学園』 所在地：白糠郡白糠町和天別155番地1

全国的にも数少ない肢体不自由児療護施設として昭和55年に設立され、身体の不自由な児童に対して、将来の自立生活に適応できるよう必要な知識や技能を習得してもらうことを目的に生活指導や技能訓練を行っています。

(施設と事業の内容)

施設及び事業	定員	備 考
福祉型障がい児入所施設	30名	空床型
短期入所	10名	
日中一時支援	10名	

(4) 『もなみ学園』 所在地：札幌市南区石山東3丁目5番1号

知的障がいのある児童に対し、個々の適性や能力に応じて、必要な知識・技能を習得させることを目的に昭和25年に設立され運営しています。

また、地域で生活している発達に心配のある児童に対しては、短期入所事業や障がい児通所支援事業を通じて、在宅療育や日常生活に関する正しい知識の習得などの支援を行っています。

(施設と事業の内容)

施設及び事業	定員	備 考
福祉型障がい児入所施設	60名	学園内事業所 併設・空床型
障がい児通所支援	10名	
短期入所	10名	
日中一時支援	4名	

(5) 『だて地域生活支援センター』 所在地：伊達市旭町50番地62

障がい者が施設から地域生活へ移行するための中間的な支援施設として、昭和48年に通勤センター旭寮として設立されました。その後、地域生活者の多様なニーズに対応するため、平成10年に地域援助センターらいむが設立され、地域で生活する障がい者の地域生活を支援する拠点としての機能が拡大されました。

現在、伊達市内において、グループホーム、民間アパートなどに住みながら、一般企業や生活介護事業所、地域活動支援センターに通う約540名ほどの利用者に対し、地域で暮らしていくための必要な支援を行っています。

(施設と事業の内容)

施設及び事業	定員	備考
宿泊型自立訓練事業	20名	
グループホーム事業	344名	伊達市 57ホーム
民間下宿・専用下宿・アパート生活者への支援		約200名

(6) 『さっぽろ地域生活支援センター』 所在地：札幌市東区北22条東6丁目1-15

平成22年10月に開設され、札幌市内においてグループホームに住みながら、通所施設等に通う利用者に対し、地域生活に必要な様々な支援を行っています。

また、地域生活者の日中活動支援として、平成24年4月から生活介護事業を開始し、平成25年3月からは、生活介護事業と就労継続支援B型事業の多機能型事業所に変更し、運営しています。

さらに、平成27年度に札幌市東区において新たなさっぽろ地域生活支援センターの建設整備を実施し、平成28年度から多機能事業所等に移転させるとともに、定員増を図りました。

(施設と事業の内容)

施設及び事業	定員	備考
グループホーム事業	47名	札幌市 8ホーム
短期入所	2名	併設型
生活介護	30名	} 多機能事業所
就労継続支援B型	10名	

(7) 『なかしべつ地域生活支援センター』 所在地：標津郡中標津町東17条北9丁目4

中標津町やその他の根室振興局管内の市町において、グループホームに住みながら、一般企業や通所施設等に通う利用者に対し、地域生活に必要な様々な支援を行っているほか、根室市、別海町において障がい児通所支援事業所を関係市町の指定管理者として運営しています。また、平成23年4月から、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるように、中標津町で町の指定管理施設であるグループホームの運営などを行っています。

さらに、平成25年4月から中標津町内で障がい児通所支援事業と北海道の委託事業である生活困窮世帯等学習支援事業に加え、平成26年4月から生活困窮者自立相談支援事業を実施しています。

(施設と事業の内容)

施設及び事業	定員	備考
グループホーム事業	49名	中標津町 7ホーム
障がい児通所支援(3事業所)	35名	中標津町、根室市、別海町の3事業所
日中一時支援	5名	

(8) 『くしろ地域生活支援センター』 所在地：釧路郡釧路町東陽大通西1丁目1番地1

釧路町保健福祉センター「あいぱーる」内

釧路町において、グループホームに住みながら一般企業や通所施設等に通う利用者に対し、地域生活に必要な様々な支援を行っているほか、釧路振興局管内の釧路町、厚岸町、白糠町において障がい児通所支援事業所等を関係市町からの受託等で運営しています。

また、釧路振興局管内の浜中町、鶴居村においても障がい児療育支援事業を実施しているほか、法人独自に釧路市内で障がい児通所支援事業を実施しています。

さらに、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士を配置し、地域の障がい児療育支援のため、釧路及び根室圏域の各市町村に派遣しています。

(施設と事業の内容)

施設及び事業	定員	備考
グループホーム事業	20名	釧路町 3ホーム
児童発達支援センター事業	30名	釧路町
障がい児通所支援(3事業所)	30名	白糠町、釧路市、厚岸町の3事業所
地域活動支援センター	15名	釧路町
日中一時支援	4名	

(9) 『とまこまい地域福祉支援センター』 所在地：苫小牧市双葉町3丁目7番3号

平成28年に苫小牧市が開設した「苫小牧市福祉ふれあいセンター」の指定管理者としてセンター建物の維持管理や貸館などの管理業務を実施するほか、指定管理業務の生活介護事業のほか、支援センター独自の事業として、就労継続支援B型事業を実施しています。

また、苫小牧市に居住する障がい者の自立を支援するため、平成30年度から新たに生活介護事業所を開設するほか、これまで苫小牧市が実施していた地域活動センター「あさひ」を受託運営します。

(施設と事業の内容)

施設及び事業	定員	備考
生活介護	10名	} 多機能事業所
就労継続支援B型	10名	
地域活動支援センター	30名	苫小牧市
生活介護	20名	
苫小牧市福祉ふれあいセンター		施設管理事業

(10) 『第二かしわ学園』 所在地：札幌市豊平区平岸4条18丁目1-37

昭和42年に設立され、主に知的障がい者に対して日中の食事、創作的活動、生産活動の機会を提供する生活介護事業所で、平成22年4月1日から当事業団が札幌市の指定管理者として運営しています。

また、平成26年4月から、札幌市が整備した新しい建物に移転し事業を行っています。

(施設と事業の内容)

施設及び事業	定員	備考
生活介護	50名	

(11) 『あかし学園』 所在地：札幌市東区北17条東5丁目2-1

昭和60年に設立され、主に知的障がい者に対して日中の食事、創作的活動、生産活動の機会を提供する生活介護事業所と、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う就労継続支援B型事業所で、平成22年4月1日から当事業団が札幌市の指定管理者として運営しています。

(施設と事業の内容)

施設及び事業	定員	備考
生活介護	30名	} 多機能事業所
就労継続支援B型	20名	

(12) 『北海道地域生活定着支援センター』

所在地：「札幌センター」 札幌市東区北18条東7丁目1-33

「釧路センター」 釧路郡釧路町東陽大通西1丁目1番地1 釧路町保健福祉センター
「あいぱーる」くしろ地域生活支援センター内

矯正施設に入所している高齢者や障がい者が、矯正施設退所後に必要な福祉サービス等を受けて地域の中で落ち着いて暮らしていけるよう、本人のニーズなどを確認しながら地域での生活に向けてコーディネートなどの業務を矯正施設や保護観察所等と協議しながら支援を行います。

「北海道地域生活定着支援センター」は、北海道にあるすべての矯正施設退所者が対象となるため、札幌市と釧路町の2か所に拠点を設けて運営しています。

(施設と事業の内容)

施設及び事業	開設場所	備考
北海道地生活定着支援札幌センター	札幌市	道委託事業
北海道地生活定着支援釧路センター	釧路町	道委託事業

(13) 『相談支援事業所等』

障がいのある方やその家族、または介護や支援を行う方から日常生活を送る上での悩みごとや困りごとなどのご相談に応じ、必要な情報やアドバイスを提供する「相談支援事業所」9カ所を運営しています。

また、障がい者の就労に対する不安、課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関等との緊密な連携を図り、就業面、生活面の一体的な支援サービスを提供する「障がい者就業・生活支援センター」2カ所を運営しているほか、生活困窮者の社会的・経済的自立を支援する「生活困窮者生活支援センター」1カ所を運営しています。

(施設と事業の内容)

施設及び事業	開設場所	備考
根室圏域障がい者総合相談支援センター あくせす根室	中標津町	道委託事業
根室圏域1市4町相談支援センター あくせす根室	中標津町	1市4町委託事業
胆振圏域障がい者総合相談支援センター るびなす伊達	伊達市	道委託事業
胆振圏域障がい者総合相談支援センター るびなす苫小牧	苫小牧市	道委託事業
伊達市障がい者総合相談支援センター あい	伊達市	伊達市委託事業
空知圏域障がい者総合相談支援センター あ〜ち	岩見沢市	道委託事業
障がい者地域生活支援センター あ〜ち	岩見沢市	自主事業
相談室 まーぶる	札幌市	自主事業
相談支援センター あ〜かす	釧路町	釧路町委託事業

胆振日高障がい者就業・生活支援センター	すて〜じ伊達	伊達市	国・道委託事業
	すて〜じ苫小牧	苫小牧市	国・道委託事業
根室圏域生活困窮者生活支援センター	よりそい	中標津町	道委託事業
相談支援センターとまるん		苫小牧市	苫小牧市委託事業

(14) 『法人事務局』 所在地：札幌市中央区大通西5丁目11番地 大五ビル6階

道内各地域にある11事業所を統括するとともに、法人全体の調整を行います。

職員の給与支給、福利厚生などの管理業務や職員研修の企画運営、職員採用など経営にかかわる企画業務などを行います。

3 採用募集

平成30年9月1日付けで北海道社会福祉事業団の正職員として採用するための試験を実施します。

(1) 募集職種

利用者や児童の生活支援や相談支援等の業務に従事する支援員等、または、職員の労務管理や経理事務に従事する事務職とします。

(2) 採用募集する勤務先及び募集定員

募集する勤務先	募集定員
太陽の園	6名
だて地域生活支援センター	5名
くしろ地域生活支援センター	2名
とまこまい地域福祉支援センター	3名
札幌エリア (もなみ学園、さっぽろ地域生活支援センター、第二かしわ学園、あかしあ学園)	1名
計	17名

4 受験資格

次のいずれかに該当する方が受験できます。

- (1) 北海道社会福祉事業団の准職員として1年以上の経験（採用予定日の時点）のある方で平成30年8月31日現在で45歳以下の者。
- (2) 北海道社会福祉事業団の准職員として勤務され、保育士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、教員の何れかの資格を有している方で、平成30年8月31日現在で55歳以下の者。
- (3) 北海道社会福祉事業団の准職員として勤務され、これまでに他の社会福祉法人にて実務経験が10年以上の方で、平成30年8月31日現在で55歳以下の者。
- (4) 上記に該当しない准職員で、事業の継続に必要な不可欠な人材であると事業所の所属長が特に認める方で、平成30年8月31日現在で59歳以下の者。

※ 上記(4)の所属長が特に認める場合とは、サービス管理責任者などの資格を有する者や専門的な技能・技術があり事業運営上において必要とみなす者。

また、過去に当法人の准職員としての勤務期間が1年以上あり、勤務評定が可能（退職日から3年未満の者）である者

5 試験の方法及び内容

試験は、次の（１）及び（２）を行います。

（１）第１次試験

ア 勤務評定

日常業務を通して、社会人としての秩序や礼儀、仕事に対する姿勢などについて評価を行います。

イ 小論文（８００字程度）

伝える力や文章構成、表現力などについての試験を行います。（所要時間 90分）

（２）第２次試験（面接試験）

個別面接により、人物についての試験を行います。

6 試験日、試験会場及び合格発表

	試験日	試験会場	合格発表（予定）
一次試験	平成30年 7月11日（水） 午前10時00分～	各勤務場所	平成30年 7月23日ころ 合否通知発送 （各事業所経由）
二次試験	平成30年 8月 3日（金） 午前 9時30分～	北海道社会福祉事業団 事務局会議室 札幌市中央区大通西5丁目 11番地大五ビル6階	平成30年 8月 8日ころ 合否通知発送 （各事業所経由）

7 受験手続及び受付期間

（１）採用試験申込方法

次の書類を各事業所の総務課経由で事務局まで送付してください。

ア 職員採用試験申込書（別紙様式1）	1通
イ 身上調書（別紙様式2）	1通
ウ 前記4（2）の資格を証明するもの	1通
エ 前記4（3）を証明するもの（年金記録など）	1通
オ 前記4（4）に該当する方は所属長の推薦書	1通

（２）受付期間

採用試験申込書は、平成30年6月27日（水）までに各事業所の総務課まで提出のこと。

8 採用年月日及び給与

(1) 採用年月日

平成30年 9月 1日付けで採用をする予定です。

(2) 給 与

給料、諸手当等は、社会福祉法人北海道社会福祉事業団職員給与規程に基づき支給します。

基本給の例	諸 手 当
高校新卒 166,200円 短大新卒 168,600円 四大新卒 171,000円	基本給のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿直手当などが支給されます(下記支給例を参照のこと)。

(給与等の支給例)

4年生大学新卒で伊達市内に家賃月額5万5千円のアパートに単身で居住し、12キロメートルの距離を自動車等で通勤していると想定したとき

○ 給与月額

基本給171,000円＋住居手当27,000円＋通勤手当6,500円＋実績給＝204,500円＋実績給
各月の勤務実績に応じて支給される実績給(時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿直手当)が支給されます。

○ 期末勤勉手当

6月と12月に分けて基本給の3.5ヶ月分598,500円が支給されます。
採用初年度の6月の勤勉手当は期間率30/100が適用されます。

○ 寒冷地手当

11月から3月まで月額13,060円、総額65,300円支給されます。
月額13,060円は単身者の支給額で、扶養親族がいる場合の支給額は変わります。

10 福利厚生

(1) 年間休日数

120日以上(完全週休2日制、年末年始休暇、祝祭日 ※ 暦の休日に限らず、日数を保証)

(2) その他の休暇

ア 年次有給休暇 ～ 新規採用時においては、准職員の雇用期間に発生した年次有給休暇は引き継がれ、新たに別に定める年次有給休暇が付与されます。

イ 病 気 休 暇 ～ 負傷や疾病のための療養の必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、1日、時間単位で休むことができる有給休暇があります。

ウ 夏 期 休 暇 ～ 7月から9月までの期間内において3日の範囲内で休むことができる有給休暇があります。

エ その他の休暇 ～ 上記の有給休暇の他にも有給で休むことができる忌引休暇、結婚休暇、法要祭日休暇、長期勤続休暇、インフルエンザ休暇などがあります。

11 留意点

- (1) この職員登用採用試験で採用された者は、平成30年度中は、現在勤務している事業所にて正職員の身分として暫定配属されますが、平成31年4月1日付けで正式配属先に赴任して頂きます。
- (2) 上記の取扱いに関しては、平成30年度中は暫定配属となりますので、「広域異動手当」の対象とはなりません。
- (3) 試験合格者は、社会福祉法人北海道社会福祉事業団職員として採用され、今後、各事業所への人事異動の可能性がります。